

自動車リサイクル法
破砕業変更届出書

長崎県 県民生活環境部 資源循環推進課

**自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)
～ 破砕業変更届出の手続きについて ～**

破砕業者は、法第71条第1項各号（詳細は下記参照）に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を記載した変更届出書を都道府県知事に提出する必要があります。

◆届出書に必要な書類の内容

＜下記事項を記載した解体業変更届出書（様式第十一）＞

- ①届出者名・住所・代表者名
- ②事業所名・所在地
- ③変更の内容
- ④変更の理由

＜添付書類＞

下記変更事項に該当するもの及び誓約書を添付してください。

変更事項	添付書類	添付様式
①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○住民票の写し（本籍地記載のもの。以下同じ。）及び登記事項証明書（個人の場合） ○定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（法人の場合）	
②事業所の名称及び所在地	○所在地に変更があったときは、当該変更に係る事業所に関する ■破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む）の構造を明らかにする 図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図	
	事業所全体平面図	1 (1)
	破砕業に係る作業フロー	1 (2)
	事業所付近図	1 (3)
	破砕前処理又は破砕の用に供する施設の概要	4
	保管施設の措置概要（事業所内）	5
	自動車破砕残さの保管施設の平面図・立面図	6
	排水処理施設の概要がわかる図面	7
	■施設の所有権（又は使用権原）の証明書 土地建物の登記簿謄本や売買契約書や賃貸借契約書等の写し、もしくは使用承諾書	3
③役員（相談役、顧問等を含む）の氏名及び住所	○当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書並びに登記簿の謄本	
④法人であって、100分の5以上の大口株主又は大口出資者の氏名又は名称及び住所	○当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書並びに登記簿の謄本	
⑤政令で定める本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名及び住所	○当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書	
⑥法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が個人の場合）	○その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書	
⑦法定代理人の名称及び住所並びに代表者名（法定代理人が法人の場合）	○その法定代理人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書	

⑧法定代理人の役員の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合）	○その法定代理人の役員の住民票の写し及び登記事項証明書	
⑨標準作業書の記載事項	○改定後の標準作業書	
⑩事業の用に供する施設の概要に変更があったとき	○事業の用に供する施設の概要に変更があったときは、当該施設の変更に関する ■破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む）の構造を明らかにする 図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図 事業所全体平面図 破砕業に係る作業フロー 事業所付近図 事業所以外の解体自動車・自動車破砕残さの積替え保管場所平面図 事業所以外の解体自動車・自動車破砕残さの積替え保管場所付近図 破砕前処理又は破砕の用に供する施設の概要 保管施設の措置概要（事業所内） 自動車破砕残さの保管施設の平面図・立面図 排水処理施設の概要がわかる図面 ■施設の所有権（又は使用権原）の証明書 土地建物の登記簿謄本や売買契約書や賃貸借契約書等の写し、もしくは使用承諾書	1 (1) 1 (2) 1 (3) 2 (1) 2 (2) 4 5 6 7 3
⑪破砕業を行う事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合において、当該場所に関する所在地、面積、保管の上限		
変更事項にかかわらず添付が必要なもの	欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書 ※必須	

※) 登記事項証明書に代えて、精神機能の障害の有無に関する医師の診断書を提出することができる。

欠格要件とは

1 申請者が次のいずれにも該当しないこと

イ	① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 ^{注1} 、又は② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
ロ	禁固以上の刑 ^{注2} に処せられ ^{注3} 、その執行を終わり ^{注4} 、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過 ^{注5} しない者 ^{注6}
ハ	次に掲げる法令等に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ① この法律（使用済み自動車の再資源化等に関する法律） ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ③ 浄化槽法 ④ その他生活環境の保全を目的とする法令で次に掲げるもの 一 大気汚染防止法 二 騒音規制法 三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 四 水質汚濁防止法 五 悪臭防止法 六 振動規制法 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 八 ダイオキシン類対策特別措置法 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ⑤ 上記の法令に基づく処分 ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く）

	次に掲げる罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 刑法第204条（傷害） ⑧ 刑法第206条（現場助勢） ⑨ 刑法第208条（暴行） ⑩ 刑法第208条の2（凶器準備集合及び結集） ⑪ 刑法第222条（脅迫） ⑫ 刑法第247条（背任） ⑬ 暴力行為等処罰に関する法律
ニ	次に掲げる許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者 （法人である場合においては、当該取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済み自動車の解体業又は破砕業の許可 ② 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可 ③ （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可 ④ 浄化槽清掃業の許可
ホ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
ト	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
チ	法人でその役員 ^{注7} 又は政令で定める使用人 ^{注8} のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
リ	法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
ヌ	個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1「主務省令で定める者」

精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

注2「禁固以上の刑」

死刑、懲役、禁固をいう。

注3「刑に処せられ」

刑の言渡しを受け、有罪が確定した場合をいう。

注4「執行を終わり」

現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなくして刑期を経過した場合をいう。

注5「5年を経過」

刑の執行が完了した日又は刑の執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して5年間を経過したことをいい、5年を経過して欠格条項に該当しなくなる日というのは、「5年を経過した日の翌日」となる。

注6「執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」

刑法第31条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法第8条により刑の執行の免除を受けてから5年を経過しない者などをいう。

なお、刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、これに該当するが、この者が執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑法27条により言渡しの効力そのものが失われることから、当該欠格条項に該当しないことになる。

注7「法人における役員」

ア 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

イ 公益法人・協同組合の理事、監事等

ウ 株式会社等の監査役、相談役、顧問等

エ いかなる名称を有する者であるかを問わず、アからウと同等以上の支配力を有すると認められる者

注8「政令で定める使用人」（施行令第5条）

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号のほか継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

東京法務局への「登記されていないことの証明書」の申請について

「登記されていないことの証明書」（登記事項証明書）とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。

自動車リサイクル法における解体業・破碎業の許可申請の際、あらかじめ東京法務局より「登記されていないことの証明書」（登記事項証明書）の交付を受ける必要があります（許可申請書の第2面及び第3面に記載された者全員分が必要）。

成年後見制度とは

認知症の方、知的障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのがこの制度です。以前の禁治産・準禁治産制度は戸籍に記載されていましたが、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の観点から平成12年4月に成年後見登記制度へ移行し、一定の者に限定して登記の有無の情報開示が行えることになっています。

1 申請方法

- ①最寄りの法務局の窓口で申請する。
- ②東京法務局あて郵送により申請する。

2 手数料

1通につき、300円の「登記印紙」を最寄りの法務局又は中央郵便局等で購入ください。

3 郵送による申請のしかた

申請書に登記印紙を貼付のうえ、返信用封筒（長3サイズ（23cm×12cm）の封筒に宛名を明記・切手を貼付したもの）を同封し、下記送付先あて郵送してください。

<送付先>

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
電話03-5213-1234(代)、03-5213-1360(直)

<申請書配布場所>

最寄りの法務局（本局、支局、出張所）

※）インターネットのホームページ上から申請書をダウンロードすることもできます。

法務省ホームページ ⇒ <http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>

4 その他

- ・本人以外で請求できるのは、本人の配偶者または四親等以内の親族です。この場合、戸籍謄抄本等親族関係を証する書面が必要となります。
 - ・代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
 - ・証明事項は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」こととしてください。
 - ・郵送による場合、証明書の到着まで10日程度かかることがあります。早めに手続きをされることをお勧めします。
 - ・その他、申請にあたりご不明な点がありましたら、最寄の法務局にお問い合わせください。
- ・自動車リサイクル法関連のお問い合わせは、
最寄りの県立保健所または長崎県資源循環推進課（TEL095-895-2373）まで。

破 碎 業 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

長崎県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

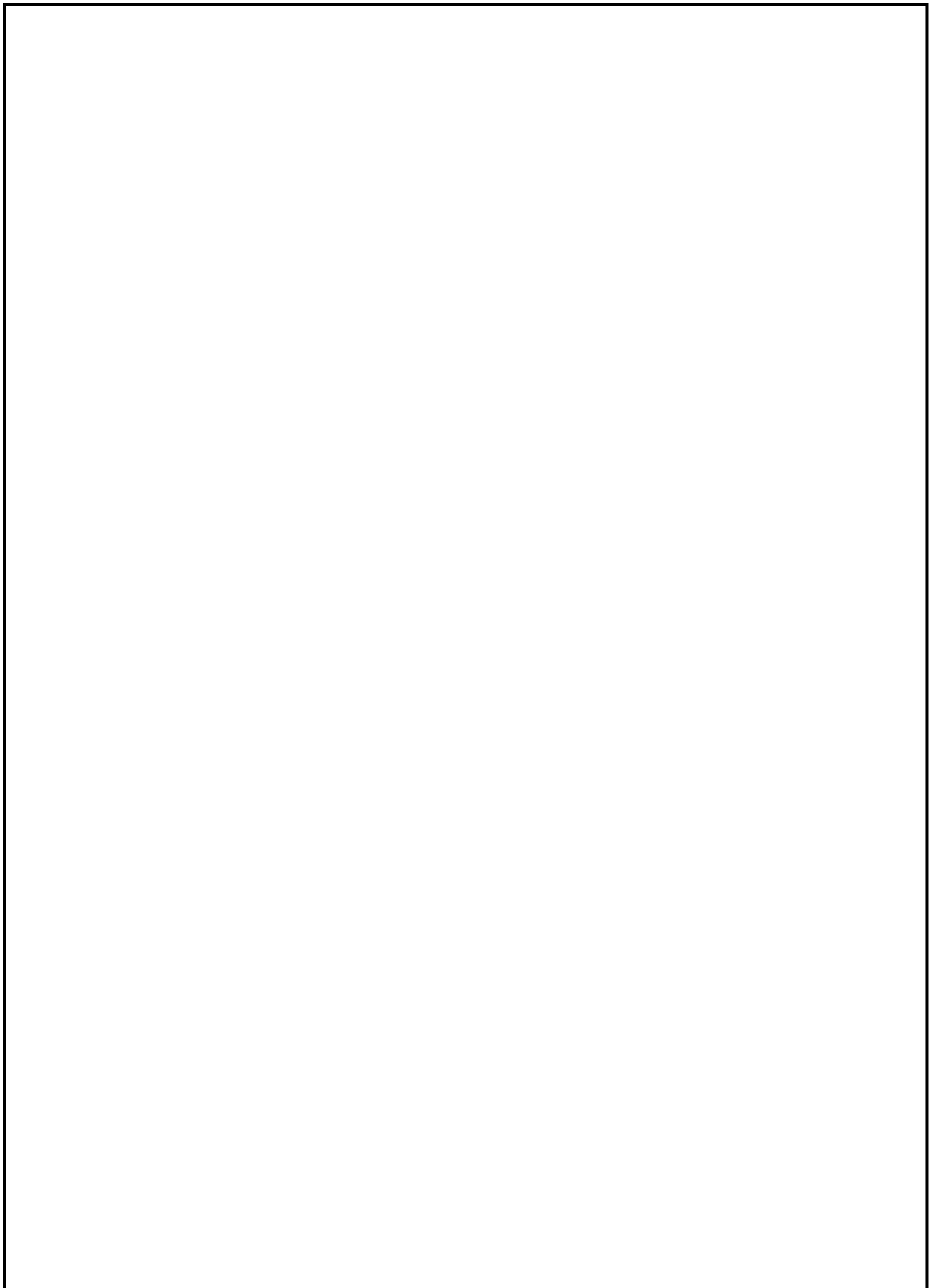
○添付様式1(1) [事業所全体平面図]

事業所全体平面図

事業所所在地				
土地所有者	住所		氏名	
建物所有者	住所		氏名	
平面図（事務所、破碎作業場、解体自動車・自動車破碎残さ等の保管場所、排水処理施設、排水溝など）				
	保管場所面積	積み上げ高さ	保管量の上限	備 考
解体自動車	m ²	m	台	
圧縮解体自動車	m ²	m	□	
自動車破碎残さ	m ²	m	□	
1. 寸法についても記載すること。 2. 施設の所有権（又は使用权原）を証明するもの（土地及び建物登記簿謄本、使用承諾書等）を添付すること。 3. 上記図面を記載した標準作業書又は平面図を別途添付している場合には、本書への平面図の記載を省略できる。				

○添付様式1(2) [破砕業に係る作業フロー]

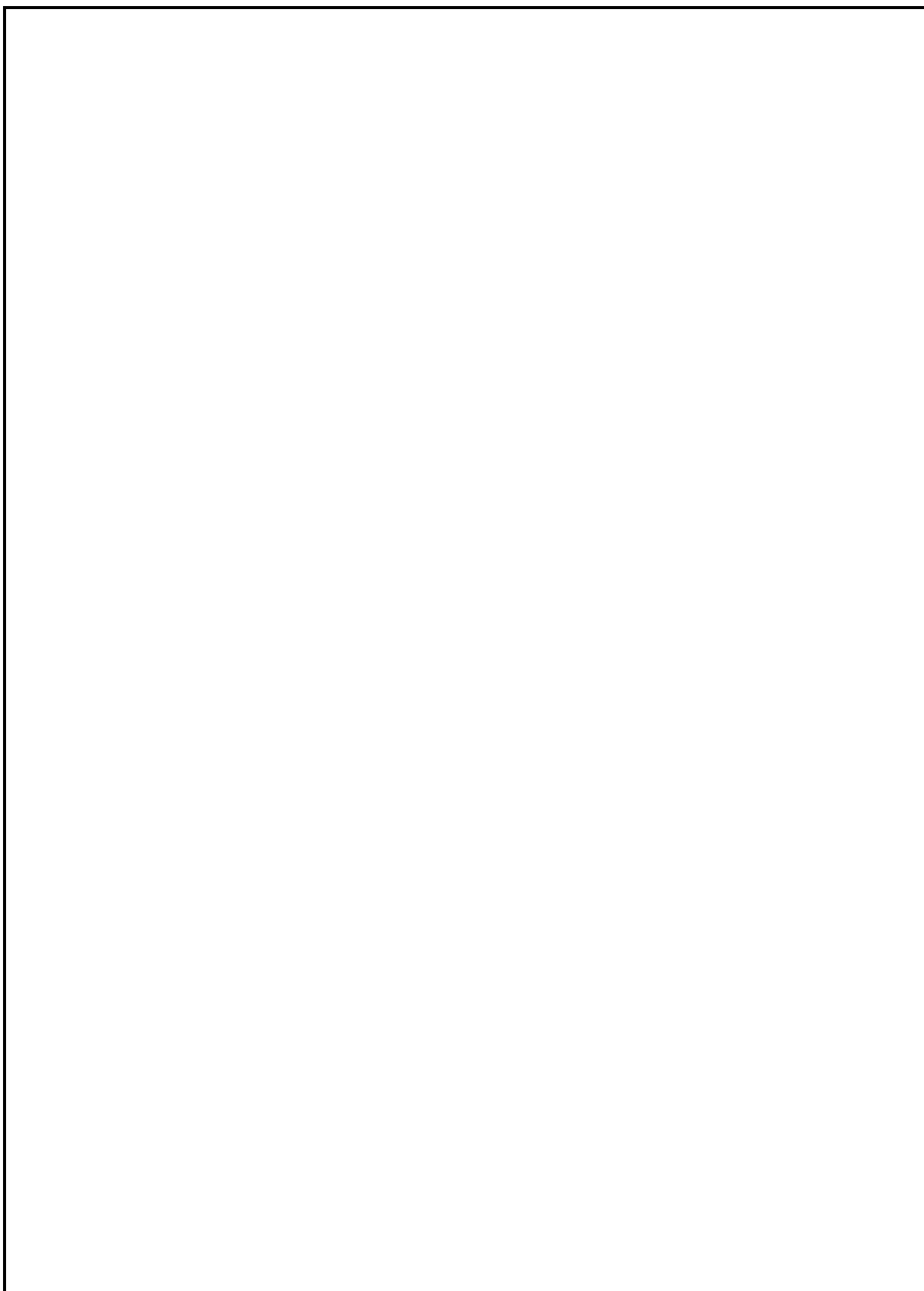
破砕業に係る作業フロー



1. 作業フローの中には、各工程で使用する機械等の名称及び型式も記載すること。
2. 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。

○添付様式1(3) [事業所付近図]

事業所付近図



1. 事業所の付近図を記載すること（住宅地図等の写しを貼付しても可）。

○添付様式2（1）〔事業所以外の積替え保管場所平面図〕

事業所以外の解体自動車・自動車破碎残さの積替え保管場所平面図

《破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さを積替え保管を行う場合》

積替え保管 場所所在地				
土地所有者	住所		氏名	
建物所有者	住所		氏名	

平面図（囲い、区画、床面の説明、排水処理施設、排水溝など）

	保管場所面積	積み上げ高さ	保管量の上限	備考
解体自動車	m ²	m	台	
圧縮解体自動車	m ²	m	□	
自動車破碎残さ	m ²	m	□	

1. 寸法についても記載すること。
2. 施設の所有権（又は使用権原）を証明するもの（土地及び建物登記簿謄本、使用承諾書等）を添付すること。
3. 上記図面を記載した標準作業書又は平面図を別途添付している場合には、本書への平面図の記載を省略できる。
4. 積替え保管場所が複数ある場合には、所在地ごとに平面図を作成すること。

○添付様式2（2）〔事業所以外の積替え保管場所付近図〕

事業所以外の解体自動車・自動車破碎残さの積替え保管場所付近図

1. 事業所の付近図を記載すること（住宅地図等の写しを貼付しても可）。

○添付様式3〔施設の使用権原を証する書類（※賃貸借契約書等の写しを添付する場合は不要）〕

土地・建物等使用承諾書

次の物件を自動車リサイクル法における破砕業の用に使用することを承諾します。

土地： (m²)

建物： (m²)

その他：

令和 年 月 日

借主 住所 _____

氏名 _____

貸主 住所 _____

氏名 _____ 印

○添付様式4〔破碎前処理又は破碎の用に供する施設の概要〕

破碎前処理又は破碎の用に供する施設の概要

《産業廃棄物処理施設以外の施設である場合に限る》

処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	年 月 日
処理能力	t・□/日 (時間)
処理施設の処理方式及び設備の概要	
生活環境の保全上の措置	<p>○廃棄物の飛散・流出防止措置</p> <p>○騒音防止措置</p> <p>○振動防止措置</p>
<p>1. 処理施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書（処理能力計算書を含む）を添付すること。</p> <p>2. 施設が複数ある場合には、施設ごとに記載すること。</p> <p>3. 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。</p>	

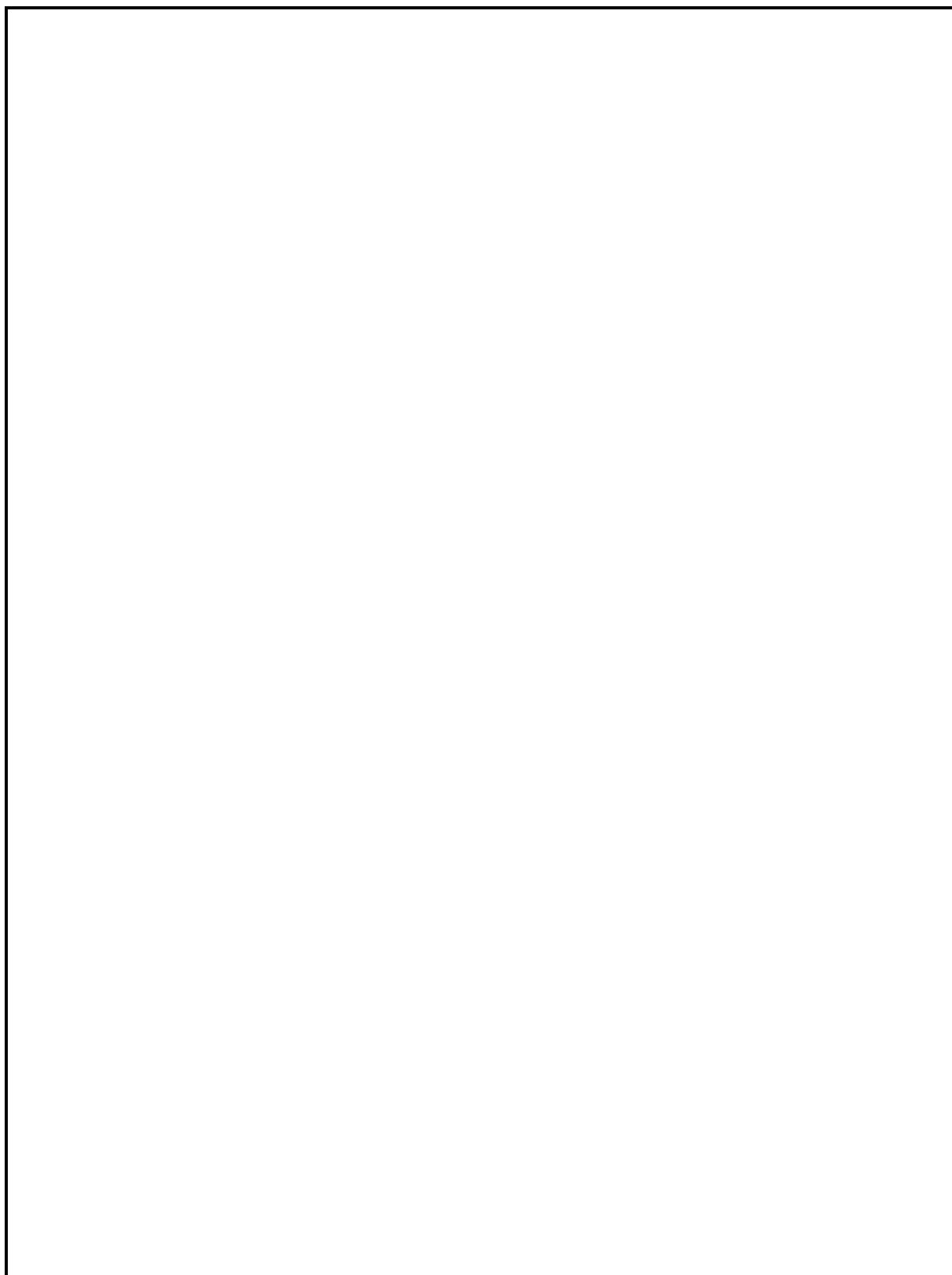
○添付様式5【保管施設の措置概要】

保管施設の措置概要

保管施設所在地								
1. 圧縮していない解体自動車の保管施設								
①囲い	有無	有・無	高さ	m	材質			
②区画	有無	有・無	方法				面積	m ²
③保管方法等の概要								
2. 圧縮（プレス）又は剪断した解体自動車の保管施設								
①囲い	有無	有・無	高さ	m	材質			
②区画	有無	有・無	方法				面積	m ²
③保管方法等の概要								
3. 上記1～2の共通事項								
①掲示板（表示）の設置	状況	有・予定		大きさ	縦	cm × 横	cm	
②衛生害虫発生防止措置	薬剤散布・その他（ ）							
4. 自動車破碎残さの保管施設								
①保管容量等	面積	m ² （縦 m×横 m）			保管量の上限	□（ 日分）		
	積み上げ高さ	m			破碎処理能力	□/日		
②床面	構造	鉄筋コンクリート・その他（ ）				厚さ	cm	
③排水処理施設等	有無	有・無	処理方法					
	処理能力	□/日		排水量	□/日		排水溝	有・無
④雨水がかからない措置	屋根・覆い・その他（ ）							
⑤飛散・流出防止措置	側壁（ 面）・その他（ ）							
⑥掲示板（表示）の設置	状況	有・予定		大きさ	縦	cm × 横	cm	
⑦衛生害虫発生防止措置	薬剤散布・その他（ ）							
<p>1. 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。</p> <p>2. 該当する箇所について記載し、該当しない箇所については斜線を引くこと。</p> <p>3. 保管施設の所在地ごとに必要事項を記載すること。</p>								

○添付様式6〔自動車破碎残さの保管施設の平面図・立面図〕

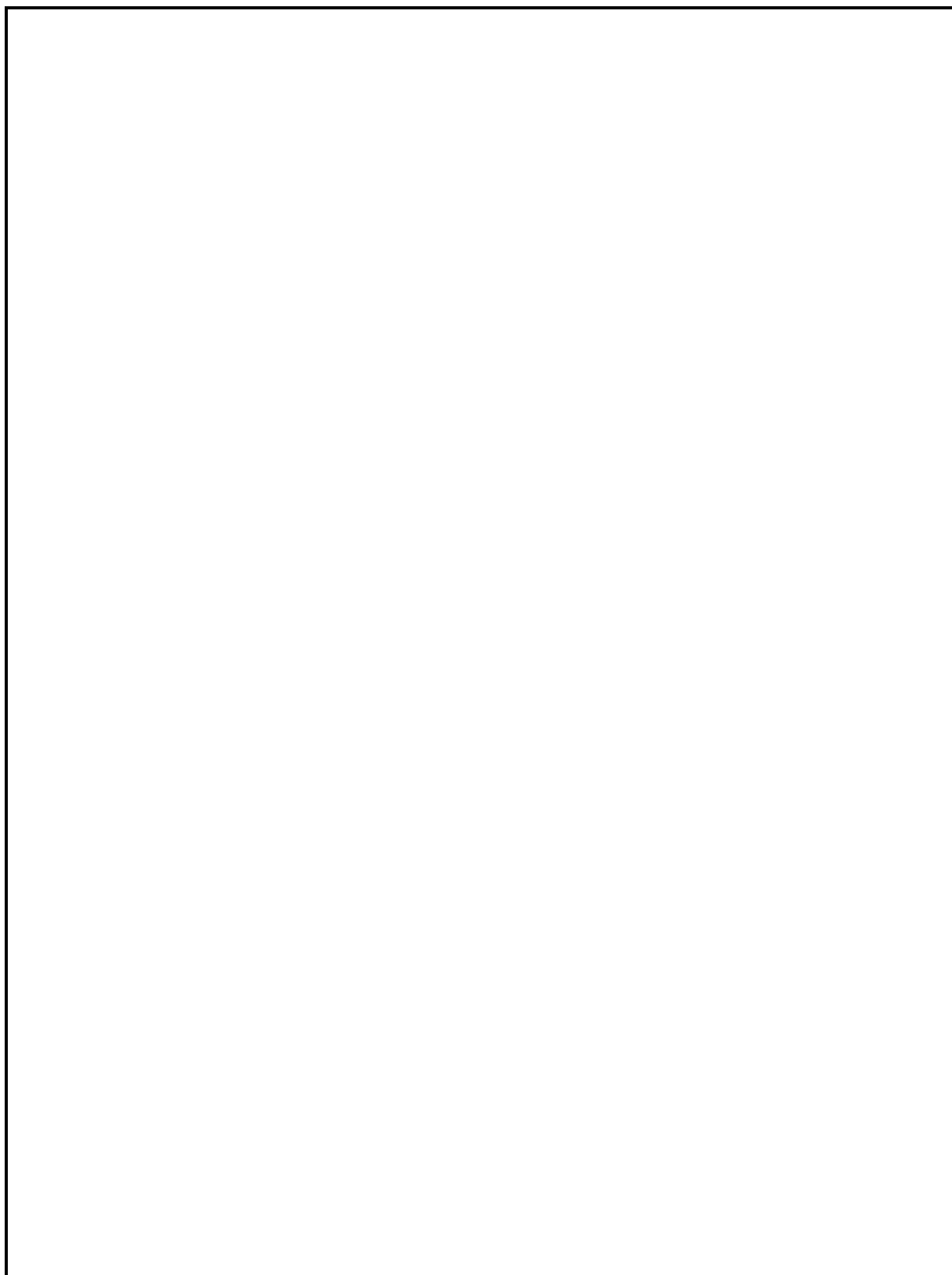
自動車破碎残さの保管施設の平面図・立面図



1. 寸法についても記載すること。
2. 分離部品保管施設及び解体作業場の図面は、屋根、覆いを明確に示すこと。
3. 仮保管施設も含めすべての保管施設について記載すること。
4. 上記図面を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。

○添付様式7〔排水処理施設の概要がわかる図面〕

排水処理施設の概要がわかる図面



1. 上記「排水処理施設の概要がわかる図面」には、フロー図又は施設断面図等排水処理内容がわかる図面を記載すること。
2. 上記図面を記載した標準作業書又は図面を別途添付している場合には、本書への図面の記載を省略できる。

○添付様式10【欠格要件に該当しないことを宣誓する誓約書】

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第2項の規定に基づき、同法第62条第1項第2号イからヌまで（下記「欠格要件」）のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

長崎県知事 様

（届出者）住所

氏名

破砕業許可申請者の欠格要件【使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号】

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者※又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ※主務省令で定める者：精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者